

令和 2 年 4 月 1 日 設定

令和 2 年 7 月 2 0 日 改定

東村山市有料自転車等駐輪場指定管理者候補者選定委員会設置要領

(設置)

第 1 条 東村山市有料自転車等駐輪場の指定管理者候補者(以下、「候補者」という。)を選定するにあたり、指定管理者の適格性を調査、審議し、候補者を厳正かつ公平に選定するため、東村山市有料自転車等駐輪場指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 選定委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 候補者の選定
- (2) 前号に掲げるもののほか、候補者の選定等に関し必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織し、次に掲げる者を持って構成する。

委員長 副市長

委員 環境安全部長、経営政策部長、地域創生部長、まちづくり部長、行政書士・公認会計士・中小企業診断士・税理士等の企業の財務状況を判断できる資格を持つもの 2 名、公募市民 2 名以内

- 2 前項の規定に関わらず、審査対象団体等と利害関係その他特別な関係を有すると認める者については、選定委員会の委員となることはできない。

(委員長の職務及び代理)

第 4 条 委員長は、選定委員会の会部を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がそ

の職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 前2項の規定にかかわらず、天災、事故、その他の緊急を要する事由により、委員会を開くことが困難と委員長が認めるときは、委員長は連絡が可能な他の委員全員の委任に基づき、会議の議事を決することができる。この場合において、実施機関は次回の委員会において、当該決定した内容等の詳細を報告しなければならない。

(任期)

第6条 委員の任期は、議会において東村山市有料自転車等駐輪場指定管理者の指定の議決を受けるまでとする。

(選定基準)

第7条 候補者の選定基準については別に定めるものとする。

(委員の責務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密等を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 委員は、選定の公平性・中立性を損なうことのないよう対象となる法人との関与につき、十分な配置をしなければならない。

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は、環境安全部地域安全課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

(施行及び廃止日)

第11条 この要領は、制定された日から施行し、議会において指定管理者の指定の議決を受けた日を以て廃止とする。